

## 消費者庁打合せの概要（畳類公正競争規約関係）

日時：平成27年6月17日（水）15:00～

場所：中央合同庁舎4号館 1218会議室

参加者：消費者庁表示対策課

畳類公正競争規約作成連絡会 規約検討委員長、委員  
（オブザーバー） 経済産業省、農林水産省

畳類公正競争規約・施行規則案等に関し、消費者庁との相談内容は、概略以下のとおり。

### ●「畳産業の現状と課題」について

- ・3月19日に連絡会から消費者庁に、畳類公正競争規約の必要性を示す資料として、「畳産業の現状と課題」を提出。
- ・3月30日に消費者庁は連絡会に対して「御指摘事項」を提示。
- ・4月14日に連絡会から消費者庁に「畳産業の現状と課題に関する消費者庁からの御指摘事項に対する補足事項（メモ）」を提示。
- ・4月17日に消費者庁は追加の指摘事項を提示。
- ・6月17日に連絡会から消費者庁に、消費者庁からの各指摘事項を踏まえた、「畳産業の現状と課題」と「畳規約認定の条件（平成24年7月11日表示対策課）に対する回答」を提示。

### ◇消費者庁から

#### ○「畳産業の現状と課題」について

- ・「畳産業の現状と課題」に関しては、大筋としては理解したが、消費者向けの表示の具体例等確認したい点も残っているので、今後も追記等を依頼させていただきたい。
- ・畳の品質表示については、畳業界に畳表の業界標準が無いとの記載があるが、畳表には現状JAS規格があり、何らかの品質の基準は必要と考える。
- ・畳における問題となる表示例について、（事実と異なる表示等の）具体例を記載して欲しい。

#### ○「畳規約認定の条件に対する回答」について

- ・本資料の内容については、確認のうえ、改めて連絡する。
- ・なお、畳店等における業界内でのコンセンサスに関する部分については、もう少し説明が欲しい。

### ◇連絡会から

#### ○「畳産業の現状と課題」について

- ・畳店における表示の現状や畳における問題となる表示例の記載は可能であり、それぞれ、チラシやHP等の具体例を追記する。なお、追記の方法としては、チラシの画像等を縮小して掲載するか、もしくは各媒体毎の表示項目の事例をリスト化して記載することを検討。
- ・JAS規格については、消費者向けの畳表のランクとしては機能しておらず、ほぼ公共工事の規格としてのみ使用されている。なお、畳業界として消費者向けの表示を充実させるためには、畳や畳表の品質のランク分けが必要と考えており、規約成立後に協議会内でランク分けについて検討することを計画している。なお、当面は畳の材料（畳表・畳床）の表示をきちんとすることをにより、消費者に対して品質を示していく。

#### ○「規約・施行規則案」について

（当方からの質問と消費者庁からの回答）

- ・畳・畳表のランク分けについて、アドバイスがあれば欲しい。  
⇒業界内で整理されていないランクを消費者に理解させるのは困難である。どのようなランク分けが好ましいかは、必要があれば消費者にアンケート等をして検討してみてもどうか。

・規約についてのコメントはないか。

⇒現在の規約案については、内容が非常に多岐にわたって細かく規定されていて理解するのが難しい。このため、消費者に対して分かりやすい規約とする観点から、規約の内容の一部を施行規則や運用基準等に移行する等により、もう少しスリム化することも検討いただきたい。なお、当然ながら、施行規則や運用基準に記載した内容についても重要なものであり、協議会の会員は施行規則等も含めルールとして守る必要がある。